

事 務 連 絡

令和 6 年 1 月 22 日

各

〔	都道府県	〕	住宅担当部長	殿
	指定都市	〕	福祉担当部長	殿
	中核市	〕		

厚生労働省老健局高齢者支援課
国土交通省住宅局安心居住推進課

サービス付き高齢者向け住宅の入居者等への
日本放送協会のご案内について（周知）

平素より福祉政策及び住宅政策の推進にご尽力いただくとともに、ご協力を賜り、感謝申し上げます。

今年度、日本放送協会（以下「NHK」という。）において、受信料の値下げや免除対象の拡大、割増金制度の開始等の制度変更が実施されましたが、こうした中で、サービス付き高齢者向け住宅の入居者やそのご家族等（以下「入居者等」という。）からもNHKに対し、受信契約の要否や必要な手続き等に対する問合せが増加しているところです。

今般、NHKより、別紙のとおり、サービス付き高齢者向け住宅の居室に個別でTVを設置する場合の必要な手続きや問合せ先等について入居者等に向けた案内がございましたので、情報提供いたします。

都道府県等におかれては、必要に応じて管内の登録事業者に対して周知をお願いいたします。

なお、有料老人ホームについては、「日本放送協会との放送受信契約の入居者等への説明について」（令和5年5月15日付け厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡）のとおり別途周知していることを申し添えます。

（別紙）

- ・NHKのサービス付き高齢者向け住宅向けチラシ
- ・「日本放送協会との放送受信契約の入居者等への説明について」（令和5年5月15日付け厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡）

以上

大切な
お知らせ

NHKのお手続きはお済みですか？

お部屋に個別で受信設備(テレビ等)をご設置された場合は、
一般のご世帯と同様に放送受信契約のお手続きが必要となります。

施設に
入居したのですが
どんな手続きが必要なのか
わかりません

もう住んでない家に
受信料の振込用紙が
届いているが、
どうしたらいいの？



- 入居に伴い必要なお手続きや、各種割引・免除の適用条件は、状況によって異なります ●
ご家族や管理者様ともご相談のうえ、各種お手続きをお願いいたします。

裏面の「入居者様に必要なお手続きについて」をご確認ください

お手続き
簡単確認！

入居者様に必要なお手続きについて

NHK



*詳細な受信規約や免除基準(入院・退去等)、よくある質問についても「NHK受信料の窓口」でご案内していますのでご確認ください。

お問い合わせ先

NHKふれあいセンター(ナビダイヤル) 0570-077-077

※IP電話等で上記の電話番号がご利用になれない場合 050-3786-5003(有料)

※混みあってつながりにくい場合は時間をあけておかけ直してください

受付時間: 午前9時～午後6時
(土・日・祝日も受付)

事務連絡
令和5年5月15日

各 〔 都道府県
指定都市
中核市 〕 老人福祉主管部（局） 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課

日本放送協会との放送受信契約の入居者等への説明について

平素より老人福祉行政の推進にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今年度、日本放送協会（以下「NHK」という。）において、受信料の値下げや免除対象の拡大、割増金制度の開始等の制度変更が実施されますが、こうした中で、有料老人ホームの入居者やそのご家族等（以下「入居者等」という。）からもNHKに対し、受信契約の要否や必要な手続き等に対する問合せが増加しているところです。

つきましては、入居者等に対する不利益防止等の観点から、下記の内容について御了知いただくとともに、管内市区町村並びに有料老人ホームへの周知をお願いします。

なお、本事務連絡は、NHKと協議済みであるとともに、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1. 契約手続きにおける入居者等への説明について

重要事項説明書については「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」（平成14年7月18日付け老発第0718003号厚生労働省老健局長通知）において、「入居契約に関する重要な事項を説明するため、別紙様式に基づき「重要事項説明書」を作成するものとし、入居者に誤解を与えることがないように必要な事項を実態に即して正確に記載すること」とされています。

有料老人ホームの居室にTVを設置する際、必要な手続きに関して重要事項説明書における記載や入居者に対する説明が不十分である場合には、入居者の不利益に繋がるとも懸念されることから、入居者に対し「NHK受信料の窓口」を案内する等、有料老人ホーム運営事業者に対し適切に助言を行っていただくようお願いします。

また、居室にテレビを設置した場合は、入居者による手続きが必要となる旨を重要事項説明書の様式・ひな形に明記することも有効であると考えられます。

2. 福祉の手続きに関するガイドブック・リーフレット等への記載について

各自治体で作成・配布している福祉の手続きに関するガイドブック・リーフレット等において、NHK放送受信料の減免手続きを紹介していただいている場合もありますが、

例えば、「NHK受信料の窓口」のアドレスやQRコードを掲載することも自治体窓口の負担軽減に資すると考えられることから検討をお願いします。

○「NHK受信料の窓口」のホームページアドレス及びQRコード

- ・ホームページアドレス：<https://www.nhk-cs.jp/jushinryo/>
- ・QRコード：



3. 自治体・有料老人ホームへのNHKからの各種案内について

本事務連絡の発出後、内容の説明のため各自治体の老人福祉主管部局に対しNHKから相談・連絡があるほか、公益社団法人 全国有料老人ホーム協会を通じて会員法人宛にNHKの有料老人ホーム向けチラシ（別添）等が配布される予定であるので、御了知ください。

以上

(担当)

厚生労働省 老健局 高齢者支援課

高齢者居住支援係長 松本

T E L : 03-5253-1111 (内線 3981)

E-mail : kourei-juutaku@mhlw.go.jp